

○白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

平成 17 年 11 月 7 日条例第 17 号

白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、本市の公の施設（以下「施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募)

第 2 条 市長は、指定管理者に施設の管理を行わせようとするときは、指定管理者となる団体を公募するものとする。

(申請の方法)

第 3 条 指定管理者となろうとする団体は、次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) 施設の管理運営に関する事業計画書及び当該施設の収支予算書
- (2) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(選定基準及び通知)

第 4 条 市長は、前条の規定による申請があったときは、次に掲げる基準に照らし、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 事業計画書による施設の運営が住民の平等利用を確保されるものであること。
- (2) 事業計画書の内容が施設の効用を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有するものであること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が施設の管理の形態又は利用の態様に応じて別に定める基準

2 市長は、前項の規定により団体を選定したときは、申請を行った団体に対し、速やかに、その結果を通知しなければならない。

(指定管理者の候補者の選定の特例)

第 5 条 市長は、第 2 条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、施設の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができると認められる本市が出資等している法人、公共団体、公共的団体又は特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人（次項において「法人等」という。）を指定管理者の候補者として選定することができる。

- (1) 第 3 条の規定による申請がなかった場合
- (2) 当該施設の管理の形態又は利用の態様上公募することが不適当と認められる場

合

2 前項の規定により選定するときは、市長は、当該法人等と協議し、第3条に規定する書類の提出を求め、前条第1項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

(指定管理者の指定等)

第6条 市長は、第4条第1項又は前条の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

2 市長は、前項の規定により指定管理者の指定をしたとき、第9条第1項の規定により当該指定を取り消したとき、その他指定管理者に重要な変更があったときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第7条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内にその管理する施設に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において第9条第1項の規定により指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために必要なものとして市長が定める事項

(事業報告の聴取等)

第8条 市長は、施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し定期に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第9条 市長は、指定管理者が前条の指示に従わないとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により当該指定管理者による管理を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市は、その賠償の責めを負わない。

(原状回復義務)

第10条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命

じられたときは、その管理しなくなった施設の当該施設又は設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第 11 条 指定管理者は、故意又は過失によりその管理する施設の当該施設又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第 12 条 指定管理者又はその管理する施設の業務に従事している者（以下この条において「従事者」という。）は、白河市個人情報保護条例（平成 17 年白河市条例第 20 号）第 6 条第 4 項の規定により準用する同条第 1 項から第 3 項までに規定する受託等に伴う措置等を遵守し、個人情報適切に保護されるよう配慮するとともに、当該施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

(教育委員会の施設への適用)

第 13 条 この条例を白河市教育委員会が所管する施設に適用する場合においては、第 2 条から第 11 条まで及び次条の規定中「市長」とあるのは「教育委員会」とし、次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(委任)

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 11 月 7 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の白河市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 16 年白河市条例第 20 号）、表郷村公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成 17 年表郷村条例第 3 号）、大信村公の施設に係る指定管理者の指定手續等に関する条例（平成 16 年大信村条例第 18 号）又は東村公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成 17 年東村条例第 5 号）の規定によりなされた処分、手續その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。